

(省略)

第10条（投資信託総合取引の解約）

投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当組合は責任を負いません。

- ① お客様から投資信託総合取引の解約の申し出があったとき。
- ② お客様から振替決済口座の解約の申し出があったとき。
- ③ お客様が所定の手数料を支払わないとき。
- ④ お客様に相続の開始があったとき。
- ⑤ お客様がこの規定の定めに違反したとき。

(削除)

- ⑥ 振替決済口座および外国証券取引口座におけるお客様の投資信託または外国投資信託の残高が一定期間以上ないとき。
- ⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。

(省略)

第12条（規定等の変更）

この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定および第2条各号に定める約款・規定（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以下省略

(省略)

第10条（投資信託総合取引の解約）

投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約によって生じた損害について、当組合は責任を負いません。

- ① お客様から投資信託総合取引の解約の申し出があったとき。
- ② お客様から振替決済口座の解約の申し出があったとき。
- ③ お客様が所定の手数料を支払わないとき。
- ④ お客様に相続の開始があったとき。
- ⑤ お客様がこの規定の定めに違反したとき。

⑥ 第12条に定める規定等の変更同意されないとき。

- ⑦ 振替決済口座および外国証券取引口座におけるお客様の投資信託または外国投資信託の残高が一定期間以上ないとき。
- ⑧ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。

(省略)

第12条（規定等の変更）

(追加)この規定および第2条各号に定める約款・規定（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに (追加) 変更されることがあります。なお、変更の内容が、内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以下省略